



產科·小児医療施設等誘致事業費補助

神奈川県健康医療局

産科・小児医療施設誘致事業費補助 概要①



令和7年度予算額:6億6,160万円

1 目的

県民が安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備のため、<u>産科・小児医療施設を</u> 開設する事業者に対し、施設・設備整備費用を補助

2 内容

- (1) 基本的な考え方
 - ア **既存の国庫補助を活用した上で**、より誘致を促進するため、 県負担(子ども子育て基金)による
 - ・上乗せ補助(分娩取扱施設の整備に係る事業者負担分への支援)
 - ・横出し補助 (対象経費及び対象施設の拡充) を行う。

産科・小児医療施設誘致事業費補助 概要②



2(2)補助事業のポイント

- ア **分娩取扱施設は**国庫補助 1 / 2 に加え、**残り 1 / 2 も県が補助**
- イ 国庫補助対象外である妊婦健診や産後ケアのみの施設、 小児科にも県が1/2を補助

(3)対象地域

対象地域は、産科・小児科、助産所いずれも県全域

(4)その他要件

- ア 市町村のニーズに合った開設となるよう、**市町村の同意が補助条件**
- イ 県内移転の場合は、**原則、医師偏在指標(分娩取扱または小児科)が 全国平均を上回る地域から下回る地域への移転**が対象 (県外からの移転など、**新規開設は県全域**が対象)

產科·小児医療施設誘致事業費補助 概要③



2(5)補助内容(詳細)

2(5) 補助內谷(
対象施設	産科医療施設			
	分娩取扱施設	妊婦健診 産後ケア 等	小児医療施設	
対象経費	〇新築・増築等に要する 施設整備費 /医療機器・その他備品の 設備整備費			
基準単価	【施設整備】※単価改正の可能性あり 〇分娩室等:鉄筋 484,000円/㎡、ブロック 214,000円/㎡、木造 355,000円/㎡ 〇宿泊施設:: 鉄筋 484,000円/㎡、ブロック 214,000円/㎡、木造 355,000円/㎡			
	【設備整備】 〇医療機器/その他備品:それぞれ17,035千円/1か所			
基準面積	〇分娩室等:194㎡ 〇宿泊施設:室数(2室が限度)×40㎡	〇診察室等:160m ²		
補助率 赤字が上乗せ 青字が横出し	○施設整備 :国1/2、県1/2○設備整備(医療機器):国1/2、県1/2○設備整備(上記以外):県1/2※国庫補助非活用施設は全て県1/2	〇全て県1/2		
補助上限額	158,167千円	55,754千円		
主な補助条件	〇市町村が開設に同意かつ子育て世代の移住施策を実施 〇医療関係団体等との協力体制の構築			

補助スキーム・活用実績



補助スキーム

市町村 医療関係団体

②子育て世代の増加

に向けた移住促進施

策などの実施

①事前相談

②実施

開設する 事業者

①市町村、地域の医療関係団体に事前相談

③市町村、医療関係 団体からの意見書(同 意書)を添えて県へ申 請 ③申請

4補助

県

④審査のうえ、適当と 認められる場合は補 助

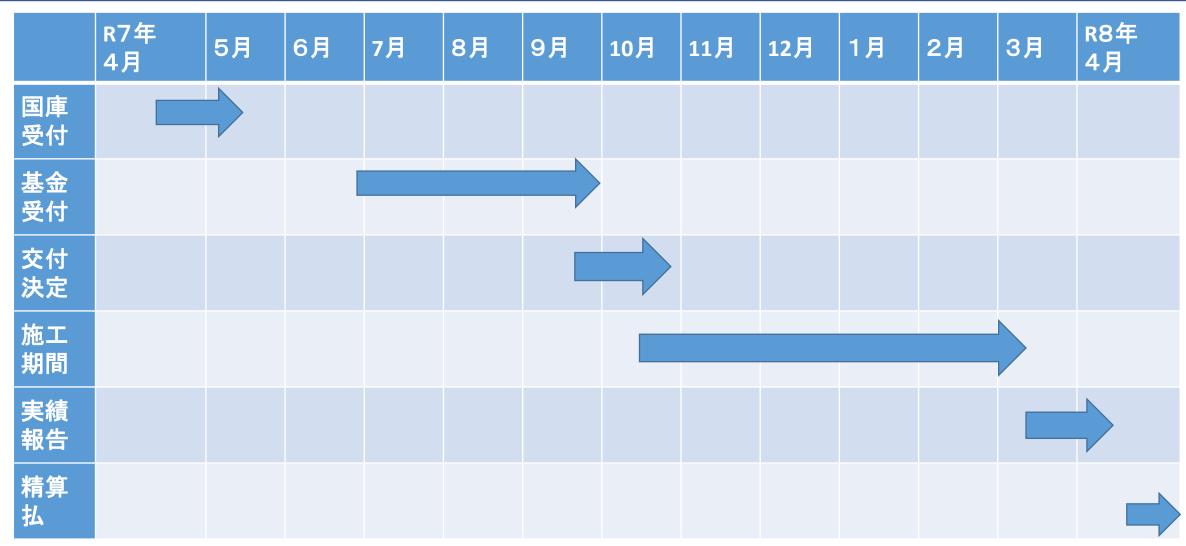
活用実績

令和5年度交付決定:2件

令和6年度交付申請:3件

令和フ年度スケジュール





お問い合わせは

健康医療局 保健医療部 医療整備・人材課 医療整備グループ まで

【参考】医師偏在指標



①分娩取扱医師偏在指標_R4

(出典:医師・歯科医師・薬剤師統計、厚生労働省冊など)

周產期医療圈	医師数	偏在指標
■横浜(横浜市、鎌倉市、藤沢市)	423	11.4
■川崎(川崎市)	141	11.6
■三浦半島(横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町)	25	<u>7.8</u>
■湘南 (平塚市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、大磯町、二宮町、愛川町、清川村)	80	<u>10.1</u>
■県央北相(相模原市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町)	114	<u>10</u>
■西湘 (小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町)	17	11
県	800	10.9
全国	11,833	10.5

下線は全国平均を下回る地域

移転の場合は、原則全国平均を上回る(下線のない)地域から全国平均を下回る(下線のある)地域への移転のみ対象

【参考】医師偏在指標



②小児科医師偏在指標_R4

(出典:医師・歯科医師・薬剤師統計、厚生労働省冊など)

小児科医療圏	医師数	偏在指標
■横浜北部	199	<u>98.7</u>
■横浜西部	110	<u>90.9</u>
■横浜南部	191	136.4
■川崎北部	120	<u>108.9</u>
■川崎南部	110	<u>113</u>
■三浦半島(横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町)	40	<u>105.9</u>
■鎌倉	23	138.2
■東湘(藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町)	87	<u>95.9</u>
■平塚・中郡(平塚市、大磯町、二宮町)	28	<u>105.8</u>
■秦野・伊勢原(秦野市、伊勢原市)	41	<u>110.3</u>
■県央(大和市、海老名市、座間市、綾瀬市)	56	<u>92.3</u>
■厚木(厚木市、愛川町、清川村)	22	<u>82.3</u>
■相模原	97	<u>105.7</u>
■西湘(小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町)	31	<u>107.2</u>
県	1,155	106.1
。	17,781	115.1

下線は全国平均を下回る地域

移転の場合は、原則、全国平均を上回る(下線のない)地域から全国平均を下回る(下線のある)地域への移転のみ対象